

沼津工業高等専門学校
第二期中期計画

沼津工業高等専門学校 第二期中期計画

(前文)

1. 目的

沼津工業高等専門学校(以下「本校」という。)は、独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)の設置する一校として、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成することを目的とする。

2. 教育理念、教育目的、教育方針

学生に対し、専門教育及び一般教育を施すとともに、各種の課外活動の指導、生活指導を行うに当たっては、本校の「教育理念等に関する規則」に定める教育理念、教育目的、教育方針に従い、全教職員が共通認識を持って、協力し取り組むこととする。

(1) 本校の教育理念は、次のとおりとする。(教育理念等に関する規則第2条)

人柄のよい優秀な技術者となって世の期待にこたえよ。

(2) 本校の教育目的は、次のとおりとする。(教育理念等に関する規則第3条)

豊かな人間性を備え、社会の要請に応じて工学技術の専門性を創造的に活用できる技術者の育成を行い、もって地域の文化と産業の進展に寄与すること。

(3) 本校の教育方針は、次のとおりとする。(教育理念等に関する規則第4条)

1) 低学年全寮制を主軸とするカレッジライフを通じて、全人教育を行う。

2) コミュニケーション能力に優れた国際感覚豊かな技術者の養成を行う。

3) 実験・実習及び情報技術を重視し、社会の要請に応え得る実践的技術者の養成を行う。

4) 教員の活発な研究活動を背景に、創造的な技術者の養成を行う。

3. 運営方針

本校の運営方針に当たっては、機構の中期計画に則り、本校の個性化、活性化及び教育研究の高度化を推進し、教育研究機能を充実させるとともに、人材育成、技術開発を通して、地域社会や産業界へ貢献するものとする。

また独立行政法人制度に則り、自立性、自発性及び透明性を確保・向上させる。特に「社会に開かれた学校」を目指し、学生の保護者、中学生、地域住民、自治体及び企業等に対し、本校の教育状況を幅広く広報するとともに、外部の意見を取り入れて、本校の運営や教育・研究を改善していく。その際、教職員自身の意識改革が極めて重要であることを認識し、各種の改革に取り組むこととする。

4. 学科の構成及び定員

本校の教育研究上必要な基本組織として、次に掲げる本科5専門学科及び一般科目を教授する教養科並びに専攻科3専攻を置くものとする。

<本科専門学科>

- ・機械工学科
- ・電気電子工学科
- ・電子制御工学科
- ・制御情報工学科
- ・物質工学科

※各専門学科は、それぞれ1学級とし、各学科の入学定員は40名とする。

<専攻科専攻>

- ・機械・電気システム工学専攻
- ・制御・情報システム工学専攻
- ・応用物質工学専攻

※各専攻の定員は、機械・電気システム工学専攻及び制御・情報システム工学専攻はそれぞれ8名、応用物質工学専攻は4名とする。

5. 中期計画の期間

本中期計画の期間は、機構の中期目標期間に従い、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とする。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

1 教育に関する事項

(1) 入学者の確保

- ① 近隣地域の中学校長や中学校PTAなどの組織との関係を緊密にするとともに、マスコミ等への広報活動を積極的に行う。
- ② 中学生が沼津高専の学習内容を体験できるよう、入学説明会、体験入学及びオープンキャンパス等を充実させ、特に女子学生の志願者増に向けた取り組みを推進する。
- ③ 中学生やその保護者を対象とする各学校が共通的に活用できる広報資料作成において、本校が提供できる資料等があれば、積極的に高専機構に提供する。
- ④ ものづくりに関心と適性を有する者など沼津高専の教育方針にふさわしい人材を的確に選抜できるように入試方法の見直しを行う。
- ⑤ 入学者の学力水準の維持に努めるとともに、入学志願者数が、前年度の人数を下回らないよう、努力する。

(2) 教育課程の編成等

- ① 産業構造の変化や技術の高度化などの時代の進展に即応した対応が求められる中、静岡県東部における地域性や特色・立地条件等に応じ、個性ある多様な発展を目指し、自主的・自律的な改革を進める。地域事情に合わせた学科構成を検討し、学生の就職・進学状況や学科・コース構成に則した専攻科の整備・充実を検討する。
- ② 地域産業界における人材需要や学生のニーズの変化等に対応するため、コース制の可能性や複数学科による共同授業など、弾力的な授業実施形態の導入について検討する。また、地域や学生のニーズにあった科目編成となるよう改善を図り各学科の特色を際立たせる。
- ③ 各分野において基幹的な科目について必要な知識と技術の修得状況や英語力を把握し、教育課程のさらなる改善に役立てる。具体的には、全国高専学習到達度試験に参加する。また英語については、外部英語試験を積極的に活用しその評価を参考にしながら、技術者として必要とされるコミュニケーション能力を伸長させる。
- ④ 学生による適切な授業評価・学習到達度評価を実施し、その結果を教育課程の改善に活用する。卒業生による学校評価の方法について検討し、推進する。
- ⑤ 高専体育大会などの全国的な競技会やロボットコンテストなどの全国的なコンテストに、積極的に参加する。
- ⑥ ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や自然体験活動などの様々な体験活動の実績を踏まえ、その実施を推進する。

(3) 優れた教員の確保

- ① 多様な背景を持つ教員組織とするため、公募制の導入などにより、教授及び准教授については、採用された学校以外の高等専門学校や大学、高等学校、民間企業、研究機関などにおいて過去に勤務した経験を持つ者、又は1年以上の長期にわたって海外で研究や経済協力に従事した経験を持つ者が、全体として60%を下回らないようにする。
- ② 教員の力量を高め、学校全体の教育力を向上させるために、採用された学校以外の高等専門学校などに1年以上の長期にわたって勤務し、またもとの勤務校に戻ることでできる人事制度を活用するほか、高等学校、大学、企業などとの任期を付した人事交流を図る。
- ③ 専門科目(理系の一般科目を含む。以下同じ。)については、博士の学位を持つ者や技術士等の職業上の高度の資格を持つ者、理系以外の一般科目については、修士以上の学位を持つ者や高等学校等における教育経験を通して高度な実務能力を持つ者など優れた教育力を有する者を採用する。この要件に合致する者を専門科目担当の教員については全体として70%、理系以外の一般科目担当の教員については全体として80%を下回らないようにする。
- ④ 女性教員の比率向上を図るため、必要な制度や支援策について検討を行い、働きやすい職場環境の整備に努める。
- ⑤ 中期目標の期間中に、全ての教員が参加できるようにファカルティ・ディベロップメントなどの教員の能力向上を目的とした研修を実施する。また、特に一般科目や生活指導などに関する研修のため、地元教育委員会等と連携し、高等学校の教員を対象とする研修等に派遣する。
また、機構が開催する「教員研修(クラス運営・生活指導研修会)」や一般科目研修に積極的に参加するよう努める。
- ⑥ 機構本部に対し、教育活動や生活指導などにおいて顕著な功績が認められる教員や教員グ

ループを毎年度表彰対象者として推薦するように努める。

- ⑦ 期間中に、5名以上の教員に長期短期を問わず国内外の大学等で研究・研修する機会を与えたとともに、教員の国際学会への参加を促進する。

(4) 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- ① 高専機構が実施する国立高等専門学校の特徴を踏まえた教材や教育方法の開発に協力する。沼津高専・釧路高専・長野高専が世話校となり、平成20年度に第1回を開催した「高専における設計教育高度化のための産学連携ワークショップ」を継続して開催し、設計教育の高度化を推進する。
- ② 実践的技術者養成の観点から、資格取得を推進するとともに、日本技術者教育認定機構(JABEE)は認定を維持し、これを通じて教育の質の向上を図る。
- ③ 毎年度サマースクールや国内留学などの多様な方法で学校の枠を超えた学生の交流活動を推進する。
- ④ 特色ある教育方法の取り組みを促進するため、学内で行われている新しい試み、効果的な試みを取り上げて、学校全体や公の場所で公開する。また新しい教育方法の試みを行いやすい体制に整備する。
- ⑤ 平成23年度に大学評価・学位授与機構の高等専門学校機関別認証評価を受審する。
- ⑥ インターンシップの取組を継続し、産業界等との連携を組織的に推進するとともに、地域産業界との連携によるカリキュラム・教材の開発など共同教育推進の実施体制を整備する。
- ⑦ 企業の退職技術者など、知識・技術をもった意欲ある企業人材を教育に活用する体制を構築する。
- ⑧ 近隣の理工系大学等との教育・研究に関する連携協定の締結を行う等、有機的な連携を推進する。
- ⑨ 高専IT教育コンソーシアムのメディア教材の活用を図るとともに、学内の e-ラーニングコンテンツの充実を図る。
- ⑩ 教育用計算機環境の充実を図る。
- ⑪ 教育の質の向上に学科等の枠を越えて取り組み教育内容と方法の改善を図る。

(5) 学生支援・生活支援等

- ① 中学校卒業直後の学生を受け入れ、かつ、半数以上の学生が寄宿舎生活を送っている特性を踏まえ、中期目標の期間中に全ての教員が受講できるように、メンタルヘルスを含めた学生支援・生活支援の充実のための講習会等を実施する。
- ② 図書館の充実や寄宿舎の改修などの計画的な整備を図る。また図書館において、電子資料やネットワーク資源と紙媒体資料の双方を有効利用できるハイブリット図書館構想を推進する。
- ③ 本校学生が利用している各種奨学金制度などの学生支援に係る情報の提供体制を充実させるとともに、同窓会・産業界等の支援による奨学金制度の創設に向けた可能性について検討を行う。
- ④ 学生の適性や希望に応じた進路選択を支援するため、企業情報、就職・進学情報などの提供体制や専門家による相談体制を充実させる。
- ⑤ その他 学生に対する福利厚生充実を図る。

(6) 教育環境の整備・活用

- ① 全学的な視点に立った施設マネジメントの充実を図るとともに、施設・設備の実態及び施設管理に係るコストを踏まえた施設・設備の有効活用や適切な維持保全・運用管理を実施する。
- ② 産業構造の変化や技術の進展に対応した教育環境の確保及び安全で快適な教育環境の充実を図る。施設の老朽度・狭隘化及びユニバーサルデザインの導入状況等の実態を踏まえ、校舎・実験施設及び学生寮等の改善整備を計画的に推進する。また、省エネ・CO₂削減などエコ対策事業を推進する。
- ③ 中期目標の期間中に専門科目の指導に当たる全ての教員・技術職員が受講できるように、現行の安全衛生管理関係の講習会を継続して実施する。また、外部の各種講習会に職員を派遣する。

2 研究に関する事項

- ① 高専機構及び技術科学大学が公募するプログラム並びに文部科学省等が公募する競争的資金に引き続き積極的に応募する。また、技術科学大学が公募する共同研究のテーマに積極的に応募し、研究成果等についての情報交換会に参加する。科学研究費補助金等の外部資金獲得に向けたガイダンスを開催する。
- ② 本校の所有する知的資源を活用して、産業界や地方公共団体との共同研究、受託研究への取り組みを推進する。本校教員の研究シーズ集を刊行し、それを積極的に発信することにより、共同研究件数の増加を目指す。
- ③ 新TLO準備会、「大学ネットワーク静岡」JTLO分科会に積極的に参加すると同時に、本校にて得られた研究成果の知的資産化のために新TLO準備会等の体制整備に継続的に協力する。

3 社会との連携や国際交流に関する事項

- ① 地域共同テクノセンターの施設や設備の充実を計画的に推進する。地域共同テクノセンターは、平成21年度から5年間実施する「富士山麓医用機器開発エンジニア養成プログラム」事業の運営を支援することにより、静岡県及び静岡県東部地区における医工連携の中心となる機能の強化を図る。
- ② 教員の研究分野や共同研究・受託研究の成果などの情報を印刷物、ホームページなど多様な媒体を用いて企業や地域社会に分かりやすく伝えられるよう、現行の広報体制を充実する。
- ③ 小・中学校に対する理科教育支援の機会を増大するとともに、地域の小中学校との連携を強化する。
- ④ 満足度調査において公開講座の参加者の7割以上から評価されるように、地域の生涯学習機関として公開講座の充実を図る。
- ⑤ 本校の卒業生の動向を把握するとともに、卒業生のネットワーク作りとその活用を図る。
- ⑥ 安全面への十分な配慮を払いつつ、学生や教員の海外交流を促進するため海外の教育機関との国際交流やインターンシップを図る。高専機構が推進する学生や教員の海外交流事業、インターンシップ、JICA(国際協力事業団)を通じた海外への技術協力について前向きに取り組む。
- ⑦ 留学生の受入れ拡大に向けて留学生向けの施設の充実に努める。
- ⑧ 在籍する留学生に対し、我が国の歴史・文化・社会に触れる研修旅行などを企画、立案、実施する。また、東海地区高専留学生交流会の運営に積極的に参画する。

4 管理運営に関する事項

- ① 限られた予算の中で、戦略的かつ計画的な資源配分を行う。
- ② 本校の管理運営全体に関し、外部有識者の意見を取り入れるために、「運営諮問会議」を設置する。その他、機構の実施する研修会等に積極的に参加する。
- ③ 機構の実施する事務の効率化・合理化を図るため、共通システムの効率的な運用方法について検討を行うとともに、事務マニュアルの充実を図る。
- ④ 事務職員や技術職員の能力の向上のため、必要に応じ文部科学省などが主催する研修や企業・地方自治体などにおける異業種体験的な研修などに職員を参加させる。
- ⑤ 事務職員及び技術職員については、国立大学との間や高等専門学校間などの積極的な人事交流を図る。
- ⑥ 本校が管理する計算機システムの運用管理の効率化を図る。
- ⑦ その他
 - ・ 本校の目的に合わせて、各種委員会及び諸規定の見直しを行う。
 - ・ 会議等の運営について、効率的な運営を図る。
 - ・ 高専出身の校長による「校長研究会」を立ち上げ、今後の高専運営に資するための情報交換を活発に推進すべく、毎年度計画的に開催する。

5 その他

- ・ 本校の創立50周年記念事業を平成24年度に実施する。
- ・ 静岡県東部地区の高専・大学が産業界・行政と連携して地域の産業振興に貢献する事業を展開するために、法人格を有する「静岡県東部地域産学官連携振興会(仮称)」の設立に向けて中核的役割を担う。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

- ・ 中期目標の期間中、毎事業年度につき一般管理費(人件費相当額を除く。)については 3 %、その他は1%の業務の効率化を図る。
- ・ 契約に当たっては、原則として一般競争入札等によるものとし、企画競争や公募を行う場合においても競争性、透明性の確保を図る。
- ・ 東海北陸地区高専間相互会計監査を引き続き実施する。

III 予算(人件費の見積もりを含む。), 収支計画及び資金計画

外部資金(共同研究、受託研究、奨学寄附金、科学研究費等)の獲得に積極的に取り組み自己収入の増加を図る。

V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

(該当無し)

VI 剰余金の使途

(該当無し)

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設・設備に関する計画

教育研究の推進や学生の福利厚生改善に必要な施設・設備に関する設備計画を策定し、計画的に実行する。また、ESCO事業の導入の可能性について検討する。

2 人事に関する計画

(1)方針

教職員ともに積極的に人事交流を進め多様な人材の育成を図るとともに、各種研修に積極的に参加し、資質の向上を図る。

(2)人員に関する計画

常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、アウトソーシング等により、事務の合理化を進める。

3 積立金の使途

(該当無し)

以 上